

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇訓令 鳥取県公文規程の一部改正

訓 令

別表の目次中第一の五の項を次のように改める。

五 一部改正の文例

- 1 条文を改正する場合
- 一 条を改正する場合
- 二 項を改正する場合
- 三 号を改正する場合
- 四 ただし書を改正する場合
- 五 後段を改正する場合
- 六 字句を改正する場合

鳥取県訓令第十二号

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和三十八年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令

鳥取県公文規程(昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

- 2 条文を追加する場合
 - ㊦ 条を追加する場合
 - (1) 既存の条間に追加する場合
 - (2) 既存の条の最後に追加する場合
 - (3) 既存の章(節・款)の最後に追加する場合
 - (4) 既存の章(節・款)の最初に追加する場合
 - ㊧ 項を追加する場合
 - ㊨ 号を追加する場合
 - ㊩ ただし書を追加する場合
 - ㊪ 後段を追加する場合
 - ㊫ 字句を追加する場合
 - (1) 条(項・号)の冒頭に追加する場合
 - (2) 字句の中途に追加する場合
- 3 条文を削除する場合
 - ㊬ 条を削除する場合
 - ㊭ 項を削除する場合
 - ㊮ 号を削除する場合
 - ㊯ ただし書を削除する場合

- ㊰ 後段を削除する場合
- ㊱ 字句を削除する場合
- 4 繰り上げられる条(項・号)の字句を改正する場合
- 5 繰り下げられる条(項・号)の字句を改正する場合
- 6 題名等を改正する場合
 - ㊲ 題名を改正する場合
 - ㊳ 目次を改正する場合
 - (1) 目次の全部を改正する場合
 - (2) 目次の一部を改正する場合
 - (3) 新たに目次を附する場合
 - ㊴ 章(節・款)を改正する場合
 - (1) 章(節・款)を改正する場合
 - (2) 章(節・款)を追加する場合
 - (3) 章(節・款)を削除する場合
 - ㊵ 見出しを改正する場合
 - (1) 見出しを改正する場合
 - (2) 見出しを附する場合
- ㊶ 別表又は別記様式を改正する場合

第...条
 (一) 項を改正する場合
 第(イ) 条第一項を次のように改める。
 (ロ) ⑧
 第(ハ) 条第五項を次のように改める。
 5 ①
 第(ニ) 条第三項及び第四項を次のように改める。
 3
 4
 第(ホ) 条第四項から第六項までを次のように改める。
 4

(イ) 第一項の全文を改正する場合
 (ロ) 「第...条」はつけない。
 (ハ) 一項の全文を改正する場合
 (ニ) 連続する二項の全文を改正する場合
 (ホ) 連続する三項以上の全文を改正する場合

別表の第一の一の2中「附則」を「附則」に改める。
 別表の第一の一の五の項を次のように改める。

五 一部改正の文例

1 条文を改正する場合

(一) 条を改正する場合

第② 条を次のように改める。

第① 条

第(イ) 条

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条

2

第(ロ) 条から第...条までを次のように改める。

第四条

○二以上の条例を一括して改正する場合又は附則で改正する場合には、初字を一字ずつ繰り下げる。以下一部改正の文例につき同じ。

(イ) 連続する二条の条文を全部改正する場合

(ロ) 連続する三条以上の条文を全部改正する場合

第九条

(一) 第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条

(二) 第九条を第十一条とし、第三条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の二条を加える。

第三条

第四条

(2) 既存の条の最後に追加する場合

第...条の次に次の二条を加える。

第...条

2

第...条

第...条

(一) 既存の条番号を繰り下げて追加する場合で、繰り下げられる条が二の場合

(二) 既存の条番号を繰り下げて追加する場合で、繰り下げられる条が三以上の場合

(3) 既存の章(節・款)の最後に追加する場合

第...章(第...節)(第...款)中第...条の次に次の一条を加える。

第...条の二

(4) 既存の章(節・款)の最初に追加する場合

第...章(第...節)(第...款)中第...条の前に次の一条を加える。

第...条の二

□ 項を追加する場合

第...条に次の二項を加える。

4

5

第...条中第十項を第十項とし、第九項を第十項と

(1) 「第...条」は、前章(節・款)の最終の条番号とする。

○項を追加する場合は、「第...項の二」とする方法は用いない。

(1) 既存の条文の末尾に追加する場合

(四) 既存の項番号を繰り下げて追加する場合で、繰り

し、第八項の次に次の一項を加える。

第九
第Ⅳ 条中第十項を第十三項とし、第五項から第九項までを三項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の三項を加える。

5
6
7
第五條中第三項を第四項とし、第一項及び第二項を一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次のように加える。

⑧(イ)

③ 号を追加する場合
項を追加する場合の例による。

④ ただし書を追加する場合
第…条(第…項)(第…号)に次のただし書を加える。

下げられる項が二の場合

Ⅳ 既存の項番号を繰り下げて追加する場合で、繰り下げられる項が三以上の場合

Ⅱ 項を最初に加える場合

Ⅲ この場合には「第一項として」という。

Ⅴ 「第一項」の場合は、項番号をつけない。

③ だし、

④ 後段を追加する場合

第…条(第…項)に後段として次のように加える。
③ この場合において、

⑤ 字句を追加する場合

Ⅰ 条(項・号)の冒頭に追加する場合

第…条(第…項)(第…号)中「…」の上に「…」を加える。

Ⅱ 字句の中途に追加する場合

第…条(第…項)(第…号)(ただし書)中「…」の下に「…」を加える。

第…条(第…項)(第…号)(ただし書)中「…」の下に「…」を、「…」の下に「…」を加える。

加える。

③ 条文を削除する場合

Ⅰ 条を削除する場合

第Ⅳ 条を次のように改める。

Ⅰ 条名を残す例である。

第……条 削除
第八条及び第九条を次のように改める。
第八条及び第九条 削除

第……条から第……条までを次のように改める。

第……条から第……条まで 削除

第……条を削る。

第……条を削る。

第三条を削り、第四条を第三条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

□ 項を削除する場合

第……条中第四項を削り、第五項を第四項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

○ 号を削除する場合

条を削除する場合の例による。

四 ただし書を削除する場合

第……条(第……項)(第……号)ただし書を削る。

田 後段を削除する場合

第……条(第……項)(第……号)後段を削る。

(四) 最終の条があとかたもなく消え去る場合
(ハ) 中間の条を削り、繰り上げの整理を行なう場合

○ 項を削除する場合は、繰り上げ方式による。(4 削除) というような方法は用いない。()

内 字句を削除する場合
第……条(第……項)(第……号)(ただし書)中「……」を削る。

4 繰り上げられる条(項・号)の字句を改正する場合
第六条を削り、第七条中「……」を「……」に改め、同条を第六条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

第六条第一項を削り、同条第二項中「……」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「……」を「……」に改め、同項を同条第二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第……条(第……項)第六号を削り、同条(同項)第七号中「……」を「……」に改め、同号を同条(同項)第六号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

5 繰り下げられる条(項・号)の字句を改正する場合
第五条を第七条とし、第三条及び第四条を二条ずつ繰り下げ、第二条中「……」を「……」に改め、同条を第

四條とし、第一條の次に次の二條を加える。
 第二條
 第三條
 第四條
 第五條
 第六條
 第七條
 第八條
 第九條
 第十條
 第十一條
 第十二條
 第十三條
 第十四條
 第十五條
 第十六條
 第十七條
 第十八條
 第十九條
 第二十條
 第二十一條
 第二十二條
 第二十三條
 第二十四條
 第二十五條
 第二十六條
 第二十七條
 第二十八條
 第二十九條
 第三十條
 第三十一條
 第三十二條
 第三十三條
 第三十四條
 第三十五條
 第三十六條
 第三十七條
 第三十八條
 第三十九條
 第四十條
 第四十一條
 第四十二條
 第四十三條
 第四十四條
 第四十五條
 第四十六條
 第四十七條
 第四十八條
 第四十九條
 第五十條
 第五十一條
 第五十二條
 第五十三條
 第五十四條
 第五十五條
 第五十六條
 第五十七條
 第五十八條
 第五十九條
 第六十條
 第六十一條
 第六十二條
 第六十三條
 第六十四條
 第六十五條
 第六十六條
 第六十七條
 第六十八條
 第六十九條
 第七十條
 第七十一條
 第七十二條
 第七十三條
 第七十四條
 第七十五條
 第七十六條
 第七十七條
 第七十八條
 第七十九條
 第八十條
 第八十一條
 第八十二條
 第八十三條
 第八十四條
 第八十五條
 第八十六條
 第八十七條
 第八十八條
 第八十九條
 第九十條
 第九十一條
 第九十二條
 第九十三條
 第九十四條
 第九十五條
 第九十六條
 第九十七條
 第九十八條
 第九十九條
 第一百條

1 第二項を削る。
 2 第三項を削る。
 3 第四項を削る。
 4 第五項を削る。
 5 第六項を削る。
 6 第七項を削る。
 7 第八項を削る。
 8 第九項を削る。
 9 第十項を削る。
 10 第十一項を削る。
 11 第十二項を削る。
 12 第十三項を削る。
 13 第十四項を削る。
 14 第十五項を削る。
 15 第十六項を削る。
 16 第十七項を削る。
 17 第十八項を削る。
 18 第十九項を削る。
 19 第二十項を削る。
 20 第二十一項を削る。
 21 第二十二項を削る。
 22 第二十三項を削る。
 23 第二十四項を削る。
 24 第二十五項を削る。
 25 第二十六項を削る。
 26 第二十七項を削る。
 27 第二十八項を削る。
 28 第二十九項を削る。
 29 第三十項を削る。
 30 第三十一項を削る。
 31 第三十二項を削る。
 32 第三十三項を削る。
 33 第三十四項を削る。
 34 第三十五項を削る。
 35 第三十六項を削る。
 36 第三十七項を削る。
 37 第三十八項を削る。
 38 第三十九項を削る。
 39 第四十項を削る。
 40 第四十一項を削る。
 41 第四十二項を削る。
 42 第四十三項を削る。
 43 第四十四項を削る。
 44 第四十五項を削る。
 45 第四十六項を削る。
 46 第四十七項を削る。
 47 第四十八項を削る。
 48 第四十九項を削る。
 49 第五十項を削る。
 50 第五十一項を削る。
 51 第五十二項を削る。
 52 第五十三項を削る。
 53 第五十四項を削る。
 54 第五十五項を削る。
 55 第五十六項を削る。
 56 第五十七項を削る。
 57 第五十八項を削る。
 58 第五十九項を削る。
 59 第六十項を削る。
 60 第六十一項を削る。
 61 第六十二項を削る。
 62 第六十三項を削る。
 63 第六十四項を削る。
 64 第六十五項を削る。
 65 第六十六項を削る。
 66 第六十七項を削る。
 67 第六十八項を削る。
 68 第六十九項を削る。
 69 第七十項を削る。
 70 第七十一項を削る。
 71 第七十二項を削る。
 72 第七十三項を削る。
 73 第七十四項を削る。
 74 第七十五項を削る。
 75 第七十六項を削る。
 76 第七十七項を削る。
 77 第七十八項を削る。
 78 第七十九項を削る。
 79 第八十項を削る。
 80 第八十一項を削る。
 81 第八十二項を削る。
 82 第八十三項を削る。
 83 第八十四項を削る。
 84 第八十五項を削る。
 85 第八十六項を削る。
 86 第八十七項を削る。
 87 第八十八項を削る。
 88 第八十九項を削る。
 89 第九十項を削る。
 90 第九十一項を削る。
 91 第九十二項を削る。
 92 第九十三項を削る。
 93 第九十四項を削る。
 94 第九十五項を削る。
 95 第九十六項を削る。
 96 第九十七項を削る。
 97 第九十八項を削る。
 98 第九十九項を削る。
 99 第一百項を削る。

101 第一項を削る。
 102 第二項を削る。
 103 第三項を削る。
 104 第四項を削る。
 105 第五項を削る。
 106 第六項を削る。
 107 第七項を削る。
 108 第八項を削る。
 109 第九項を削る。
 110 第十項を削る。
 111 第十一項を削る。
 112 第十二項を削る。
 113 第十三項を削る。
 114 第十四項を削る。
 115 第十五項を削る。
 116 第十六項を削る。
 117 第十七項を削る。
 118 第十八項を削る。
 119 第十九項を削る。
 120 第二十項を削る。
 121 第二十一項を削る。
 122 第二十二項を削る。
 123 第二十三項を削る。
 124 第二十四項を削る。
 125 第二十五項を削る。
 126 第二十六項を削る。
 127 第二十七項を削る。
 128 第二十八項を削る。
 129 第二十九項を削る。
 130 第三十項を削る。
 131 第三十一項を削る。
 132 第三十二項を削る。
 133 第三十三項を削る。
 134 第三十四項を削る。
 135 第三十五項を削る。
 136 第三十六項を削る。
 137 第三十七項を削る。
 138 第三十八項を削る。
 139 第三十九項を削る。
 140 第四十項を削る。
 141 第四十一項を削る。
 142 第四十二項を削る。
 143 第四十三項を削る。
 144 第四十四項を削る。
 145 第四十五項を削る。
 146 第四十六項を削る。
 147 第四十七項を削る。
 148 第四十八項を削る。
 149 第四十九項を削る。
 150 第五十項を削る。
 151 第五十一項を削る。
 152 第五十二項を削る。
 153 第五十三項を削る。
 154 第五十四項を削る。
 155 第五十五項を削る。
 156 第五十六項を削る。
 157 第五十七項を削る。
 158 第五十八項を削る。
 159 第五十九項を削る。
 160 第六十項を削る。
 161 第六十一項を削る。
 162 第六十二項を削る。
 163 第六十三項を削る。
 164 第六十四項を削る。
 165 第六十五項を削る。
 166 第六十六項を削る。
 167 第六十七項を削る。
 168 第六十八項を削る。
 169 第六十九項を削る。
 170 第七十項を削る。
 171 第七十一項を削る。
 172 第七十二項を削る。
 173 第七十三項を削る。
 174 第七十四項を削る。
 175 第七十五項を削る。
 176 第七十六項を削る。
 177 第七十七項を削る。
 178 第七十八項を削る。
 179 第七十九項を削る。
 180 第八十項を削る。
 181 第八十一項を削る。
 182 第八十二項を削る。
 183 第八十三項を削る。
 184 第八十四項を削る。
 185 第八十五項を削る。
 186 第八十六項を削る。
 187 第八十七項を削る。
 188 第八十八項を削る。
 189 第八十九項を削る。
 190 第九十項を削る。
 191 第九十一項を削る。
 192 第九十二項を削る。
 193 第九十三項を削る。
 194 第九十四項を削る。
 195 第九十五項を削る。
 196 第九十六項を削る。
 197 第九十七項を削る。
 198 第九十八項を削る。
 199 第九十九項を削る。
 200 第一百項を削る。

(4) 題名の全部を改正する場合

題名中「.....」の下に「.....」を加える。
 題名中「.....」を削る。

□ 目次を改正する場合

(1) 目次の全部を改正する場合

目次を次のように改める。

目次^①

第一章 (第一章―第 一 条)

第二章 (第 一 条・第 二 条)

附則^{②③}

(2) 目次の一部を改正する場合

目次中「第 一 章 (第 一 条―第 一 条)」を「第 一 章 (第 一 条―第 一 条)」に改める。

目次中第 一 章の次に次の一章を加える。

第 一 章の二 (第 一 章―第 一 章)

目次中「第 一 章 (第 一 条―第 一 条)」を「第 一 章 削

除」に改める。

(3) 新たに目次を附する場合
題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次
第一章 …………… (第一条―第…条)
第二章 …………… (第…条)

附則
第一章 ……………
(中略)
第二章 ……………

第…条の前に次の章名を附する。
(以下略)
第三章(節・款)を改正する場合

(1) 章(節・款)を改正する場合
第…章(節・款)を次のように改める。
第…章 ……………

(1) 章(節・款) 名のみを改める場合
(2) 章(節・款) 名だけでなく、その章(節・款)に
含まれる条文を全部改める場合

第…条 ……………
(2) 章(節・款)を追加する場合
第…章の次に次の一章を加える。
第…章の二 ……………

第…条の二 ……………
(3) 章(節・款)を削除する場合

(4) 第…章「」を削る。
(5) 第…章を削る。
第…章を次のように改める。
第…章 削除

第…条から第…条まで 削除
四 見出しを改正する場合
(1) 見出しを改正する場合
第…条の見出しを「(…)(…)」に改める。
(2) 見出しを附する場合

(4) 章(節・款) 名のみを削る場合
(5) 章(節・款) 名及びその章(節・款)に含まれる
条文を同時に全部削る場合

第(1)条に次の見出しを附する。

(2).....

田一別表又は別記様式を改正する場合

別表第.....号(第.....号様式)を次のように改める。

別表第.....号(第.....号様式)

別表第.....号(第.....号様式).....の項.....の欄

中「.....」を「.....」に改める。

別表第一の一の(四)の項を次のように改める。

(四).....

1.....

(2) (1).....

2.....

(2) (1).....

(3) (2) (1).....

(1) 新しく見出しを付ける場合

(1) 項は縦の区分、欄は横の区分を示す。

別表第.....号(第.....号様式)の次に次の別表を加える。

別表第.....号の二(四)

.....
.....
.....

別表第.....号(第.....号様式)を次のように改める。

別表第.....号 削除(第.....号様式 削除)

(1) 枝番号を用いて追加する場合

(1) 別表番号を残す例である。

別表の第四の項を次のように改める。

第四 訓令

新しく訓令を制定する場合

鳥取県訓令第...号

規程を次のように定める。

昭和...年...月...日

鳥取県知事 氏 名

規程

第一条

附則

この訓令は、昭和...年...月...日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和三十八年九月一日から施行する。

○改廢の形式は、条例の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者

鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所

鳥取県鳥取市栗谷町

郵 箱

一部月極二五〇円(配達料共)